

| 氏名 | 所 属 | |
|-------|---------------------|--------------|
| 藤本尚久 | 愛知淑徳大学大学院 | 講師 |
| 湯地雅夫 | 西日本鉄道株式会社鉄道事業本部計画部 | 営業開発課長 |
| 西川佳祐 | 九州旅客鉄道株式会社施設部企画課 | 担当課長 |
| 東 欣哉 | 西日本鉄道株式会社自動車事業本部営業部 | 営業第3課長 |
| 二橋 重美 | 九州運輸局福岡運輸支局 | 首席運輸企画専門官 |
| 溝口信二 | 福岡県那珂土木事務所道路課 | 課長 |
| 高原良視 | 筑紫野市 | 建設部長 |
| 大森浩明 | 筑紫野警察署 | 交通管理官 |
| 松永和江 | 筑紫野市老人クラブ連合会 | 女性部 副部長 |
| 音成益夫 | 筑紫野市身体障害者福祉協会 | |
| 藤瀬 清 | 筑紫野市身体障害者福祉協会 | |
| 大田 弘 | 筑紫野市身体障害者福祉協会 | |
| 宮田義明 | (社)筑紫野市社会福祉協議会 | 福祉課長 |
| 林田正義 | 筑紫野市区長会 | 会長 |
| 山田新治 | 筑紫野市観光協会 | 会計 理事 |
| 豊増義信 | 九州電力株式会社 | 系統保全グループ チーフ |
| 木村 孝 | 筑紫野市 | 健康福祉部長 |
| 松石敏幸 | 筑紫野市 | 総合政策部長 |
| 岡部隆充 | 筑紫野市 | 総務部長 |
| 松尾和幸 | 筑紫野市 | 教育部長 |
| 市川隆利 | 筑紫野市 | 市民生活部長 |

第 1 回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

| | | | | | | | | | | |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 平成19年5月30日 10:00~12:00 (生涯学習センター第5学習室) | | | | | | | | | | |
| 出席委員 | | | | | | | | | | |
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | | | | | | 代 | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | | | | | | | | 代 | | |
| 事務局 総務課：木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：榎木 野田 新山 コンサルタント：井原 吉住 オブザーバー：辻 | | | | | | | | | | |
| <p>1. 委嘱書交付</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 委員紹介</p> <p>4. 会長・副会長の選任 会長：藤本尚久 氏 副会長：音成益夫 氏 を選出した。</p> <p>5. 議題</p> <p>1) 協議会の運営について 会議の公開・非公開について 会議録について 委員名簿について 以上、3点について事務局より提案があり、案のとおり承認された。</p> <p>2) 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成の基本方針について バリアフリー新法とその基本理念と基本方針 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成の工程について 以上2点について、事務局より説明がなされた。</p> <p>3) 今後のスケジュールについて 本協議会の開催スケジュール及び各回の会議内容について事務局より提案があり、案のとおり承認された。</p> <p>4) その他 協議会の運営について 協議会委員の代理者による出席を認めること 協議会の開催時間を 14:00~16:00 とすること 以上2点について、委員より提案があり、案のとおり承認された。</p> | | | | | | | | | | |
| 質疑意見・回答 | | | | | | | | | | |
| <p>Q. 第4回協議会の予定中「(3)基本構想の実現化に向けて」は具体的アクションプログラムまで含むのか。</p> <p>A. 本協議会で扱うのは、基本構想の範疇なので、「『実現化に向けた取り組みをどうするのか』というところまで作成する」とご理解願いたい。(事務局)</p> <p>Q. 資料については、協議会の当日配布だと十分な確認ができない事から、事前の配布をお願いしたい。</p> <p>A. 事前配布にて対応します。(事務局)</p> <p>Q. スケジュール内のヒアリングの内容はどのようなものか。</p> <p>A. 各事業者において、バリアフリーに関わる取組み状況や将来計画について、聴き取りをさせていただきたい。(事務局)</p> | | | | | | | | | | |

第2回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

平成19年7月27日 14:00~16:00(生涯学習センター第6学習室)

出席委員

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | 代 | | | | | 代 | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | 代 | | | | 代 | | | 代 | 代 | |

事務局 総務課：鬼木 木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：檜木 新山
 コンサルタント：井原 吉住 松永 オブザーバー：辻

1. 会長あいさつ

2. 議題

1) 筑紫野市の現況と既存計画

筑紫野市の概況について説明すると共に、今回作成する基本構想と既存計画の関係を説明した。

2) バリアフリー新法における重点整備地区の選定

重点整備地区(案)を提案し、意見を求めた。

3) ワークショップの開催に向けて

障害者や高齢者を含む市民から広く意見を伺い、基本構想に反映するためにワークショップを開催することとし、内容について説明を行った

質疑意見・回答

Q. 重点整備地区(案)には、大宰府の一部がはいっている。

A. 範囲が筑紫野市内に収まるように、修正します。(事務局)

Q. ダイエーや商店街などの商業施設をプロットすべきではないのか。

A. もう一度、商業施設の位置等を見直したうえで検討します。(事務局)

Q. 重点整備地区(案)の範囲に、筑紫野警察署は入れないのか。

A. 検討します。(事務局)

Q. 市道「清川油田線」を入れるのは、範囲が広くなりすぎるのではないのか。

A. 外す方向で検討します。(事務局)

Q. ワークショップの内容の詳細は、どのようなものか。

A. 今回の協議会資料の「バリアフリーへの取り組み」において、計画から落ちているものについて点検を行い問題・課題を整理する。といった内容で行いたい

第3回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

平成19年10月5日 14:00~16:00(生涯学習センター第6学習室)

出席委員

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | 代 | | | | | 代 | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | | | | | | | | 代 | | |

事務局 総務課：鬼木 木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：野田 新山
 コンサルタント：井原 吉住 松永 オプザーバー：辻

1. 会長あいさつ
2. 議題
 - 1) 第2回 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会の会議確認
会議録により、前回の協議内容の確認を行った。
 - 2) ワークショップの実施報告
平成19年9月28日に開催したワークショップの内容報告を行うと共に、参加者からの意見を取りまとめて報告を行った。
 - 3) 関係団体・機関との協同について
10月~11月中旬の期間で、関係団体・機関に対し、実務レベルでの今後の計画・実施予定及び問題点についてヒアリングを行うことを決定した。
 - 4) 各協議会の審議内容と日程について
今後の審議内容の調整を行い、第6回協議会を追加することとした。
第6回協議会 開催日時：平成20年2月22日 14:00~
開催場所：生涯学習センター3階

質疑意見・回答

- Q. 筑紫野署は、今回の見直し重点整備地区(案)に含まれると考えるのか？
 筑紫野署の出入口は交差点の南側であり、今回の(案)の範囲からはずれていると考える。
 また、筑紫野署の南に隣接する日赤も含むべきではないか？
 A. 再度、検討します。
- Q. ワークショップの「カ」の図面の西鉄二日市駅で「EV(エレベータ)がない」はなにを意味するのか？
 A. 駅前広場から駅舎へのという意味です。(事務局)
 A. 東口にはエレベータ、スロープが設置されています。また、西口にはその旨をお知らせする看板を設置しています。(西鉄)

以下、各委員からの自由意見

J R二日市駅については、駅舎の建替え及び自由通路等を筑紫野市と協働し計画しているので、バリアフリー化には、もう少し時間を頂きたい。

J R西口が整備されたなら、現在と動線が全く変わるだろうから、それをふまえて計画した方が良いのではないかと。また、J R西口へのバス停の設置の検討は、今後おこなって行きたい。

特に意見はないが、筑紫野署を入れる入れないというのは小さな問題ではないだろうか？

重点整備地区内に県道は7つ程あるが、整備が追いついていないと言うのが率直な感想であり、今後、このような意見を参考に整備を考えて行きたい。

ワークショップの「コ」の図面で、パープルプラザ南側の道路を通らずに、一つ北側のバス通りから踏切を通過してJ R駅に向かうのは意外であった。

九州産業高校～天神交差点は現在でも狭路と言っても良く、西鉄新駅ができると一層の問題となるので、整備の早急な実施を望む。

ワークショップでも申し上げたが、九電営業所前の歩道上の電柱が大変邪魔で、小学生もよくぶつかっている。

A . 個別意見としてワークショップのまとめに追加します。(事務局)

A . 信号柱と電柱が近いところは、一本化する等本数を減らす方策を取っており、社としても課題で取り組んでいるところです。(九電)

障害者としてバリアフリー化の早急な実施を期待している。

ワークショップでも意見を出したが、J R駅にも西鉄駅にも障害者用(特にストマ着用者用)のトイレがないので意見として出させていただく。

視覚障害者として多くの意見を持っているが、一つに絞れば、J R二日市駅についてはエレベータの計画はあるようだが、階段に並行してエスカレータを設置して欲しい。

J R二日市駅については、交通バリアフリー法に基づき整備することとなる。

施設としては、エスカレータやエレベータ、身障者用トイレ等を総合的に筑紫野市と一緒に検討していきたい。

構想のみで終わることのないようにお願いします。

ワークショップに参加したが、もっと多くの人の参加があって良かったのではないかと。しかし勉強になった。バリアフリー化の実施を期待する。

温泉街はJ R踏切をへだてて西側にあるので、行くのに時間がかかっている。H24年度までにJ R西口付近が整備されるなら動線が大きく変わるのではないかと。

ワークショップの結果には、J R西口への動線が書き込まれていない。

A . 今回のワークショップでは、現在利用している施設・道路を主に考えていただいたものです。(事務局)

J R二日市駅の自由通路を単体で整備することはあるか？

A . J R二日市駅周辺については、駅舎、東西駅広及びアクセス道路、自由通路と一緒に整備する計画ですので、自由通路のみを単体で整備することはありません。(事務局)

第4回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

平成19年11月30日 14:00~16:00 (生涯学習センター第5学習室)

出席委員

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | 代 | | | | | | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | | | | | 代 | | 代 | 代 | 代 | |

事務局 総務課：鬼木 木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：檜木 野田 新山
 コンサルタント：井原 吉住 オブザーバー：辻

1. 会長あいさつ

2. 議題

1) 第3回 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会の会議確認
 会議録により、前回の協議内容の確認を行った。

2) 関係団体・機関との協同について

10月~11月中旬の期間で行った、関係団体・機関へのヒアリングの結果について報告を行った。
 重点整備区域(案)に隣接した施設で、バリアフリー化の計画がある施設、又は対応済みの施設については、重点整備区域に含む事とした。

3) 重点整備地区の問題解消について

ヒアリング結果を元に、今後行われる整備について、時系列に沿って整理し説明を行った。
 また、現時点で整備中及び整備予定のものについては、特定事業とする事を決定した。

3. その他

第5回協議会の日程変更について、会長より提案があり次のとおり変更することで、決定した。
 (変更前)平成20年1月25日(金) 14:00~
 (変更後)平成20年2月1日(金) 14:00~

質疑意見・回答

Q. 西鉄新駅の整備については、用地の確保等順調に進んでいるため早期の開業が見込まれる。そこで、資料では「平成24年度まで」となっている整備時期を、「平成22年度まで」に修正をお願いしたい。(西鉄)

A. 了解しました。ご意見のとおり修正します。(事務局)

Q. 筑紫野郵便局は、不特定多数の利用者があり公的施設でもあるので、重点整備区域に含める方が良いのではないかと。

A. 郵便局を含めた区域となるよう修正します。(事務局)

第5回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

平成20年2月1日 14:00~15:30(生涯学習センター第6学習室)

出席委員

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | | | | | | 代 | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | | | | | | | | | | |

事務局 総務課：鬼木 木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：檜木 野田 新山
 コンサルタント：井原 吉住 オブザーバー：辻

1. 会長あいさつ

2. 議題

1) 第4回 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会の会議確認
 会議録により、前回の協議内容の確認を行った。

2) 基本構想の実現化にむけて
 基本構想の実現化に向けた取り組み
 実現化の方策
 実現化に向けたスケジュール
 事務局より基本構想(案)に基づき、まとめて提案がなされ審議を行った。

3) 基本構想(案)のとりまとめ方針について
 事務局より基本構想(案)の概要について提案がなされ審議を行った。

4) パブリックコメントについて
 市民からの意見聴取の期間について変更の提案があり、以下のとおり変更することとした。
 旧・・・平成20年3月 3日～平成20年3月 7日
 新・・・平成20年3月 3日～平成20年3月14日

質疑意見・回答

Q. 基本構想(案)の文言について、修正は可能か。

A. 修正可能です。文言・表現のチェックをお願いします。(事務局)

Q. 基本構想(案)中の推進体制で、協議会による進行管理を行うこととなっているが、本協議会はH19年度で解散してしまう。事務局はどのように考えているか。

A. 生じた変更の度合いに応じて、事業者との協議のみで対応するのか、再度協議会を設けて審議するのか、判断したいと考えています。(事務局)

Q. 公共交通特定事業の乗合いバスについては、西日本鉄道と西鉄バス二日市の二社があるので、事務局から西鉄バス二日市に問い合わせ、追記していただくようお願いする。

A. 了解しました。確認のうえ、追記します。(事務局)

第6回筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会会議録

平成20年2月22日 14:00~ 15:30 (生涯学習センター第6学習室)

出席委員

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤本 | 音成 | 湯地 | 西川 | 東 | 二橋 | 溝口 | 高原 | 大森 | 松永 | 藤瀬 |
| | | 代 | 代 | | 代 | | 代 | | | |
| 大田 | 宮田 | 林田 | 山田 | 豊増 | 木村 | 松石 | 岡部 | 松尾 | 市川 | |
| | | | | | 代 | | | | 代 | |

事務局 総務課：鬼木 木村 江口 生活福祉課：馬場 建設課：檜木 野田 新山
 コンサルタント：井原 吉住 オブザーバー：辻

1. 会長あいさつ

2. 議題

1) 第5回 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会の会議確認
 会議録により、前回の協議内容の確認を行った。

2) 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想(案)について
 事務局より、基本構想(案)の構成について、これまでの作業の流れに沿った構成に変更する旨の提案がなされ審議を行った。
 事務局より今後の継続的な取組みについて訂正の提案があり、審議を行った。
 委員より、文言の修正について提案があり、提案のとおり修正を行うこととした。

3) その他
 軽微な文言の修正や誤字脱字のチェックについては、事務局に一任することとした。

3. その他

岡部総務部長より、基本構想作成にあたり協議会への参加、協力をいただいた事の謝辞が述べられた。

質疑意見・回答

Q. 21ページ1行目「歩道が無い、狭い」については、何mを狭いとするのか、また、何mが必要なのかを明示して欲しい。併せて、問題となっている箇所についても、明示して欲しい。

A. 第7章については、ワークショップであげられた利用者の生の声と経路の改善事項を整理した上で、分かりやすい構成となるよう再度見直しを行います。



協議会 委員任命



第1回協議会 正・副 委員長選出



第2回協議会



第3回協議会



第4回協議会



第5回協議会



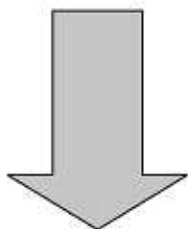
第6回協議会

交通等バリアフリー基本構想のためのワークショップ

- **ワークショップの目的**
筑紫野市における駅や公共施設を利用する場合の道路・交通の利用に関する問題点発見
- **ワークショップの対象**
高齢者、障害者、一般市民を対象
- **ワークショップ参加者**
重点整備地区ならびに隣接する10行政区居住者10名ならびに市内居住の障害者6名
(障害者平均年齢60歳代)
- **開催日時**
平成19年9月28日 午後1時から午後4時

ワークショップのフロー

- **事前調査**
「重点整備地区」内の道路整備状況の観察調査 平成19年9月2・3日



ワークショップの内容

- **事前調査報告**
「重点整備地区」内の道路整備状況を地図上に視覚化
- **公共施設利用意見交換**
参加者による、重点整備地区内における利用頻度の高い施設の抽出
- **公共施設利用経路と問題点の抽出ワーク**
参加者による、重点整備地区内施設への通常経路とヒヤリハット箇所の抽出
- **公共交通主要駅利用と新駅利用**
JR・西鉄駅への利用経路のワーク、ならびに新駅開業時の経路想定
- **公共施設ならびに公共交通の利用と経路の問題点抽出**
利用頻度の高い経路の発見と、バリアフリー上の問題点を抽出してまとめた。

ゾーン別課題のまとめ

「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想のためのワークショップ」 で得られた主な課題と問題点及び改善要望

1 旅客施設とその周辺の課題と問題点

(1) JR二日市駅とその周辺の問題点

ア 利用動線

- (ア) 道路と歩道とに段差があり、車いす使用者や高齢者には大変である。
- (イ) 通路（スロープ）が設置されていない。
- (ウ) 構内にコンコースとホームを結ぶエレベータまたはエスカレータが無く、バリアフリー対応の駅にして欲しい。
- (エ) 一部ホームと車両との間に段差があり、乗り込む際は危険であり、改善して欲しい。
- (オ) 駐車場が狭い。

イ 情報案内設備

- (ア) 視覚障害者誘導用・警告用ブロックが、磨耗して認識しにくくなっている箇所がある。（ホーム）
- (イ) 視覚障害者誘導用ブロックが連続性を持たず途切れている。（案内所の前付近）
- (ウ) 券売機などで点字がない箇所がある。
- (エ) 券売機へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- (オ) 時刻表の設置位置が分かりにくく、位置が高いため文字が見えにくい。

ウ 利便設備

- (ア) 一般トイレ内が汚く狭い。
- (イ) 多目的トイレの入口にレイアウト図（点字対応）が無く分かりにくい。
- (ウ) トイレの位置を示す案内板がない。

(2) 西鉄二日市駅とその周辺の問題点

ア 利用動線

- (ア) 西口周辺の道路には歩道がない。あるところも狭い。
- (イ) 西口にはエレベータまたはエスカレータがなく、車いす使用者や高齢者には大変である。
- (ウ) 西口周辺には違法駐車や駐輪が多く、車いす使用者や高齢者には危険である。

イ 情報案内設備

- (ア) 視覚障害者誘導用・警告用ブロックが分かりにくい。（西口改札口の周辺）

(3) 西鉄二日市南新駅（仮称）とその周辺の問題点

建設予定地周辺について問題点をあげます。

ア 利用動線

- (ア) 建設予定地周辺の道路に歩道は確保されていない。一部歩道が設置されているが狭く、車いすなどは使用出来ない。

2 道路の課題と問題点

重点整備地区における道路の課題・問題点及び改善要望など。

(1) 生活関連経路A

- (ア) 歩道幅員が狭い。
- (イ) 商店街のため歩道上の看板・商品のはみ出しなどがあり、一部では通行の支障となっている。
- (ウ) 降雨時に歩道の表面が滑りやすく危険である。

(2) 生活関連経路B

- (ア) 歩道が途切れている。
- (イ) 歩道幅員が狭い。
- (ウ) グレーチングの排水穴が大きい。
- (エ) 設置できる所には信号に音響装置を設けて欲しい。
- (オ) 施設などへの出入口により歩道が切れている。

(3) 生活関連経路C

- (ア) 歩道幅員が狭い。
- (イ) 乗り入れ口により、歩道が波打っていて歩きにくい。
- (ウ) 歩道の真ん中に信号柱が立っており危険である。
- (エ) 市庁舎駐車場への車の出入りが多く危険である。
- (オ) 歩道がない箇所がある。
- (カ) JR二日市駅へは遠回りしなければならない。
- (キ) JR二日市駅への経路に歩道がない。
- (ク) JR線高架下の歩道の登り下りの勾配がきつい。

(4) 生活関連経路D

- (ア) 歩道幅員が狭い。
- (イ) 一部歩道が切れている。
- (ウ) JR踏切前後の一部に歩道がない、また踏切の勾配がきつい。
- (エ) JR路線に沿った歩道があるがマウントアップで高い。朝夕は交通量も多く危険である。

(5) 生活関連経路E

- (ア) 歩道は設置されているが交通量が多く交差点では不安である。
- (イ) 横断方向への勾配がきつい。
- (ウ) 一部歩道に高低差がある。
- (エ) 視覚障害者警告用ブロックがない。

資料4：用語の解説

| | |
|------------|--|
| バリアフリー | 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。 |
| ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| ワ・クショップ | 特定の課題に対応するために、課題に関心を持つ人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行う。 |
| スパイラルアップ | 事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで利用者や住民が積極的に参加すること、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに活かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展。 |
| 低床バス | 乗客が乗降しやすいように地面とバスの床面との段差を小さくして、乗降口の階段（ステップ）を少なく、または無くしたバス。 |
| ノンステップバス | 床面の地上面からの高さが30cm以下で乗降口の段差がなく、車いすスペースや車いすが通るのに十分な幅の通路が確保されている等、車いすのまま乗降できる仕様のバス。 |
| ワンステップバス | 乗客が乗降しやすいように乗降口の階段（ステップ）を1段に押さえたバスで、車いす用スロープにより車いすでの利用が可能。 |
| 福祉タクシー | 高齢者や身体障害者等の移動制約者の輸送を目的とした、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー。 |
| 特定事業 | 特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。 |
| 特別特定建築物 | 不特定多数の者が利用、又は主に高齢者・障害者などが利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要なもの。 |
| 特定旅客施設 | 利用者が1日5,000人以上である、又は見込まれる旅客施設。もしくは、高齢者・障害者の利用が同等以上の旅客施設。 |
| 特定路外駐車場 | 道路、公園、建築物などに付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が500m ² 以上であり有料のもの。 |
| 都市公園 | 都市計画法に規定する都市計画施設である公園又は緑地、又は都市計画区域内において設置する公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園又は緑地で、自然公園法の規定による国立公園又は国定公園の公園計画に基づき施設及び同区域内の公園又は緑地は含まない。 |
| 年少人口 | 人口の年齢構造を分析するための区分で、0～14歳の人口をいう。 |
| 生産年齢人口 | 人口の年齢構造を分析するための区分で、15～64歳の人口をいう。 |
| 老年人口 | 人口の年齢構造を分析するための区分で、65歳以上の人口をいう。 |

資料5：関連法令等・参考資料リスト

関連法令等

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年6月21日法律第91号)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成18年12月8日政令第379号)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
(平成18年12月15日国土交通省令第110号)
- 福岡県福祉のまちづくり条例
(平成10年3月30日福岡県条例第4号)
- 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則
(平成10年7月31日福岡県規則第11号)

参考資料リスト

図書

- Q&A バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説
国土交通省総合政策局政策課・交通消費者行政課 バリアフリー新法研究会

ホームページ

バリアフリー新法の解説 (PDF版)

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/explanation/kaisetu/kaisetu_.pdf

バリアフリー新法の解説 (HTML版)

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/explanation/kaisetu/kaisetu_.html

ユニバーサルデザイン政策大綱

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010711_.html

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

以上 国土交通省

福岡県例規全集 (福岡県福祉のまちづくり条例など)

http://www1.g-reiki.net/pref_fukuoka/reiki.html

以上 福岡県